平成２５年（フ）第１１３号
山梨県北杜市高根町清里3545番地１　エイトカントリー
債務者　野村　光市
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
山梨県甲斐市中下条2020番地　大内ハイツＡ棟103号
債務者　岩下　佳正
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
山梨県甲斐市中下条2020番地　大内ハイツＡ棟103号
債務者　岩下　修身
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
山梨県笛吹市御坂町二之宮2650番地　県営団地３―101
債務者　神宮寺三四子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
長野県安曇野市穂高有明9709番地６
債務者　花岡　謙吉
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７５号
長野県安曇野市穂高有明9709番地６
債務者　李　　美淑
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１１４号
岐阜市柳津町蓮池３丁目７番地　サニーハイツギフ204号室
債務者　西山　智**隆**
１　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４９１号
名古屋市熱田区野立町２丁目71番地
債務者　福田　澄江
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５６号
愛知県春日井市上条町５丁目６番地　プレセジュール春紀Ｃ棟201号、前住所愛知県春日井市出川町４丁目６番地８　クリスタルアイ103
債務者　今井　恭子（旧姓今垣）
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４４号
名古屋市中区新栄２丁目36番32号　エスト葵南マンション６Ｂ号
債務者　杉浦由美子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１号
三重県名張市赤目町檀468番地１　ボワ・コリーヌⅡ―101号
債務者　畑岡　麻美
１　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第７０号
滋賀県野洲市比江228番地２
債務者　鎌倉　隆博（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
鳥取県米子市富益町46番地３
債務者　和田　健作
１　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３７１号
広島市安芸区矢野西４丁目56番10―205号
債務者　山本　　勉
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９号
徳島県海部郡美波町奥河内字寺前125番地18
債務者　西口　光代
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第８４号
愛媛県松山市衣山２丁目６番27号　エレガント・サニーヒル201号
債務者　岡　　善幸
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０８号
大分県由布市湯布院町川上608番地４
債務者　安岡　真次
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係